

楚南家文書 解説

高津 孝

一 楚南家文書

楚南家文書とは、現在、法政大学沖縄文化研究所の所蔵する琉球王国時代の久米村士族楚南家に伝わった文書群である。本文書は、「楚南汝欽資料」（九〇数点）として、一九七六年二月二五日付けで御子孫の楚南菊枝氏より沖縄文化研究所に寄贈されたものである。

明治維新を経て、明治四年七月、明治政府は集権国家体制の確立を目的として廃藩置県を行った。琉球に対しては明治五年（一八七二）九月に一旦、琉球藩とし、次に県の設置に向けて画策する。しかし、琉球側の抵抗と宗主国であることを主張する清朝の抗議を受け、沖縄県の設置はなかなか実現できなかった。最終的に明治政府は、明治十二年（一八七九）三月に警察、軍隊を派遣し、沖縄県を設置する。沖縄県の設置後、琉球の旧士族は政治的地位を失い没落してゆく。その過程で旧王国時代の貴重な文献、資料は散逸し、失われていった。明治四三年（一九一〇）八月一日、沖縄県立沖縄図書館が開館し、初代館長・伊波普猷のもとで、貴重資料の一部が収集保管されることになったが、第二次世界大戦末期の沖縄戦で、沖縄本島は焦土と化し、沖縄本島に存在した旧王国時代の文献、資料はそのほとんどが失われた。現在残されている琉球王国時代の文献、資料は、（一）明治政府が収集したもの（関東大震災で焼失）の一部、（二）琉球王尚家が東京に移るに際して本土に移管したもの（那覇市に寄贈され、「琉球国王尚家関係資料」として平成一八年（二〇〇六）に国宝指定された）、（三）本土に移住した旧士族が所持していたもの、（四）旧士族所持の残存資料が、戦前、東京の古書市場を通じて、本土の公私図書館や個人の所蔵に帰したもの、などがあるが、楚南家文書は（三）

に当たる。楚南家文書は、戦前に福岡県に移った楚南家に伝わった文書で、戦災をまぬかれた貴重な資料である。琉球旧士族の蔵書、文書がこれほど纏まった形で、散逸せずに伝来した例としては、琉球資料中稀有の文書群といえる。

二 久米村士族

近世琉球には社会階層を異にする四つの士族文化が併存して存在した。首里士族、那覇士族、泊士族、久米村士族である。首里は琉球の首都であり、琉球の政治文化の中心都市である。王子、按司、地頭の上級士、王府に仕える中下層の官吏階層である下級士がそこには居住した。かれらを階層的には異なるが文化的にまとめて首里士族と呼ぶ。那覇は、中国、日本などと結ぶ交易港である。交易に関連した役人層が居住した。薩摩藩から派遣された琉球在番奉行が居住していたこともあり、役職者には、大和やまとの文化にも精通する人材が求められた。後述の久米村士族が中国との外交業務を管轄したのに対し、那覇士族は、薩摩との交易業務、交渉に携わった。泊士族は、現在の那覇市泊、前島地区に居住した人々で、硫黄鳥島の管理、漂着民警護、銀銅の細工や医療に関わる役目を担ったようである。久米村は、現在の那覇市の久米、松山一帯の地域で、一五世紀前後から福建系の渡来人が居住する地域であり、自らは「唐營とうえい（栄）」と称していた。彼らはその出身、技能を活用して、中国との外交に従事する職能集団として、琉球社会の中で独自の位置を占めていた¹。

三 楚南家

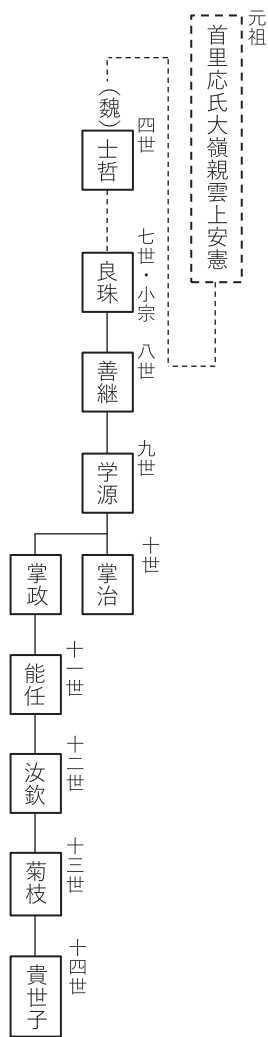
楚南家文書の所蔵者であった楚南家は、久米村士族楚南家の一支流である。楚南家の家譜である「魏き姓家譜 支流」²は七世の魏き良珠りょうしゆに始まる小宗である。元祖は首里の応氏大嶺親雲上安憲おのおみねべーちんあんけんで、四世の高嶺親方士哲たかみねウエーカタ（一六五三～一七三八）の時に、琉球国王の命令で、久米村三十六姓の欠を補うために魏姓を下賜されたという。楚南家文書は、書物に記された所持者の名から、複数人の所持本が含まれていることが判明する。最も多いのが、一〇世の魏き掌政しょうせいのもので、朱あるいは墨の「魏掌政」木印が押されているか、「魏掌政」「孝友軒」「楚南 孝友堂」と墨書されたもの二〇

点が認められる。魏掌政の父である九世の魏学源がくげんのものも二点が認められる。このほか、「楚南／魏宜昌」「魏宜昌」の墨書のあるもの二点、「林世功」の墨書あるいは印のあるものが四点ある。このほか、「久米村御物」の墨書のある六点、「屋富祖／滋徳堂」の墨書のあるもの、「鄭宗書」墨書、「経徳堂」印のあるもの、「名護記／立雪堂」墨書のあるもの、「親里記／聚徳堂」墨書のあるもの、「孫鼎臣」墨書のあるものがある。したがって、楚南家文書は基本的に楚南家一〇世魏掌政の蔵書を中心として、父である九世魏学源の蔵書の一部加え、何らかの経路を経て入手した琉球知識人の蔵書を加えたものである。魏学源は重要な官職を歴任し、中国にもわたり清律の学習もした人物であるので、漢籍の蔵書は多かったと推定されるが、子供が多く、その蔵書は子孫に分散したのであろう。

楚南家文書の所持者である魏掌政（一八二六〜？）³は、魏姓家譜（七世魏良珠より分かれた小宗）では一〇世に当たり、道光六年（一八二六）の生まれである。一一世の長男能任（童名真蒲戸）が道光三〇年（一八五〇）に生まれ、次男（童名真三良）が咸豊五年（一八五五）に生まれているが、能任の息子（一二世）が楚南家文書の所持者「楚南汝欽」氏であり、その四女（一三世）が楚南家文書寄贈者の「楚南菊枝」氏である。魏掌政の父は九世の魏学源（一七九三〜一八四三）で、魏掌政は五男である。道光一七年（一八三七）一二歳で若秀才となり、道光二〇年（一八四〇）一五歳で元服して秀才となり、道光三〇年（一八五〇）二五歳で通事（久米村位階、通訳官）に抜擢され若里之子（首里王府位階、従八品）となる。咸豊二年（一八五二）二月一日に二七歳で漏刻御番役（随役俸録四斛、任期一年）となり、黄冠（従七品以上の冠）を許されるも、翌年四月病気で退職している。咸豊五年（一八五五）八月三日に三〇歳で漢文組立寄役・文之類作為之中師匠となり、三年勤めて、咸豊七年（一八五七）六月一日に三二歳で漢文組立役・文之類作為之師匠（随役俸禄六斛）に転じている。その間、咸豊五年（一八五五）二月一日に遏達理官（従五品、当座敷）に昇進し、咸豊六年（一八五六）二月一日には都通事（久米村位階）となり、座敷（従四品）に昇進している。その後については、家譜に記載がないが、『歴代宝案』の所収文書から、以下のことが判明している。同治三年（一八六四）には進貢船の存留通事として渡唐、同治四年の冊封使迎接の公務に携わり、同治四年派遣の接封・接貢船により、同治五年（一八六六）六月二日に帰国する。以降の事跡は不明である。

魏掌政の父の九世魏学源（一七九三〜一八四三）は、久米村士族中の重要人物で、正議大夫（久米村位階、進貢使節

の副使、従四品)に出世している。嘉慶二〇年(一八一五)鄭良弼とともに中国福州に渡り、四年間『大清律例』を学び持ち帰っている。道光二年(一八二二)には琉球王の命を受けて鄭良弼とともに『新集科律』一六卷九五条(『琉球科律』の追加法典)の編纂に加わっている。その後、道光一八年(一八三八)に冊封使を迎える冊封迎接使に随行する北京大通事に任命されている。楚南家文書71の『福建進京水陸路程』は、道光一八年(一八三八)一〇月一二日に那覇を出発、二〇日に福建に到着、一二月一三日に福州を出発し、翌年三月五日到北京に到着するまでの、水路、陸路の行程を記したもので、北京へ派遣された琉球使節が辿った実際のルートを知ることのできる資料である。また、道光二〇年(一八四〇)には、皇帝が琉球の進貢貿易を二年一貢から四年一貢に減少させる上諭を下した際に、王舅向邦正、正議大夫鄭元偉とともに福州に向かい交渉に当たり、二年一貢を保持する成果を上げている。魏学源は、家譜によれば、道光二三年(一八四三)四月二八日に美里間切楚南地頭職を下賜されており、「楚南」という家名のもとになっている。美里間切楚南は、現在の沖繩県うるま市石川楚南である。



四 久米村士族の蔵書

楚南家文書分類目録は、中国古典籍を分類する場合の分類基準である四部分類に従って分類されている。四部とは、経部・史部・子部・集部を指す。経部は、儒教の經典及びその注釈書、文字学の書物等を収め、史部は、歴史書、地理書を中心に政治、法律関係の書物、図書目録を収め、子部は、哲学、思想の書物、天文学、医学など理学の書物、占い

などの術数の書物、芸術、宗教、雑記、類書などの書物を収め、集部は、文学作品や評論の書物を収める。

以下、楚南家文書中の書物について解説を加える。経部において特に重要な書物が『漱芳軒合纂四書體註』（楚南9〜14）である。『四書体註』は琉球において特別な意味を持つ。乾隆二七年（一七六二、宝暦十二年）、薩摩へ向かっていた琉球船が流されて土佐に漂着し、土佐の藩儒戸部良熙が漂流した琉球人の尋問にあたった。その筆記録『大島筆記』には、こう言う⁴。

琉球の学校、小学四書六経を業とす、近頃までは備旨と云書を用ひ居たるが、近年四書体註わたり、是が集註の昭考に簡明な末疏じやとて、今は是を用ゆと照屋里之子云へり。……学校あまり大なるとは聞へず、聖堂と並ひ立り。……学校の名は明倫堂と云、王子以下誰にても就学ある事也。学校にあらずして自宅にて講する者もあり、王子按司三司官などへ出講する事もある也。国王の侍読は各別也。久米村の学官は本唐の通りに直読に教る也。夫を講官より国読へ通する様にも教る也。点本は薩摩の僧文之が点を用ゆ。傍より琉球朱子学なりやと問へるに、甚怪めたる様子也。子細は本唐も琉球も学業と云へば、小学・四書集註章句・五経集伝より外はなく、何学と云様なる名目は無き故也。良熙近思録學術の大事なる由を演説す。

この琉球船の責任者は、潮平親雲上、翁姓、名は土璉、名乗りは盛成で首里赤平の人である⁵。琉球の首都である首里に国学が設置されたのは一七九八年であることから、この文章中の「学校」は、久米村の明倫堂を指す。文中の「照屋里之子」は久米村の出身者であろう。久米村に明倫堂という学校が作られたのは、一七七八年のことで、そこでは、中国との朝貢関係に付随する種々の業務、外交交渉を遂行する高度の能力を有する人材が育成された。この記録から、久米村士族の教育機関である明倫堂では、最初、中国で出版された『四書備旨』が用いられ⁶、一七六二年頃には、『四書体註』が用いられたことが分かる。

『備旨』『四書体註』は、共に南宋の朱熹の『四書集註』に基づき、その注を更に詳細に敷衍した科挙の受験参考書である。一般に挙業書と呼ばれ、中国の學術の分野においての評価は低い。そのため、中国の著名な蔵書家たちの所蔵の

対象とはならず、中国の代表的な図書館などに収蔵されることも多くない。『備旨』は、明・鄧林の著作である『四書備旨』あるいは『四書補註備旨』で、様々なテキストがある。一番よく見られるのは明・鄧林撰、清・杜定基増訂『新訂四書補註備旨』一〇巻で、乾隆四四年（一七七九）杜定基序を有するテキストが同治年間以降、様々な書肆から出版されている。袖珍版もあり、また、明治二九年（一八九六）の東京博文館大橋新太郎・銅版印本（東京大学総合図書館蔵）もある⁷。鄧林は号退庵、広東・新会の人である。洪武二九年（一三九六）の挙人（郷試の合格者）で、著書に『退庵遺稿』七巻がある⁸。『新訂四書補註備旨』は、頁の下三分の二に朱熹『四書集注』の経文、注文をそのまま載せ、経文の語句に逐語的に鄧林の注釈を施し、頁の上三分の一に各章、各節の要旨をまとめた章旨、節旨や語句、人名の説明を載せる。四書の要点が簡便に分かる構成になっている。

『四書体註』は、清・范翔撰『漱芳軒合纂四書體註』である。著者の范翔については未詳。康熙三二年（一六九二）の范翔の自序が付されている。漱芳軒は范翔の書齋の名である。『漱芳軒合纂四書體註』は、『新訂四書補註備旨』とは異なり、朱熹『四書集注』の経文、注文は頁の下三分の一に縮小され、頁の上三分の二に、各章、節の要旨のほか、有名人の四書についての注釈、評論、解説を集成して掲載している。「合纂」と称する所以である。

この『漱芳軒合纂四書體註』が、乾隆二七年（一七六二）に近いころ、琉球に伝わり、それ以前に使用されていた『四書備旨』に代わり、久米村の明倫堂において教科書として用いられたのである。その後、琉球では一七九八年に最高学府である国学が首里に設置された。国学では漢籍を専門に学ぶ学生に対して試験を行い、『四書体註』『五経体註』『二十一史』から出題されたことが知られている（後述）。琉球の士族社会において『四書体註』は極めて大きな意味を持っているのである。

楚南家文書に含まれる『漱芳軒合纂四書體註』は、うち二点に封面が残っており、書誌的情報が判明する。一点（楚南9 口絵23）の封面は、「嘉慶廿年孟夏新鐫／苕溪范紫登參訂／四書體註／字遵／部頒正□ 集古堂藏板」で、嘉慶二〇年（一八一五）四月に、集古堂という書店から出版されたものであることが分かる。もう一点の封面（楚南10、口絵24）は、「道光丁酉孟春新鐫／苕溪范紫登參訂／校對／無訛／銅版四書體註／字遵／部頒正韻 集古堂藏板」で、道光一七年（一八三七）に同じく集古堂という書店から出版されたものであることが分かる。朱文印「魏掌政」は、本

書の所持者で楚南家の一員である。

口絵24―3に掲げたものは、魏掌政所持本の『大学』巻頭であるが、朱点が施され、詳細な注記がなされ、真摯な学習の痕跡が見て取れる。ここで重要なポイントは、中国古典文に訓読の記号が施されている点である。中国人の後裔という位置付けであり、教育の過程で、高度な中国語学教育、中国古典教育を施される久米村士族であるが、彼らは全面的に中国語で中国古典を学んでいたわけではないことが、この資料から見て取れる。前述の『大島筆記』巻下には「学校にあらずして自宅にて講する者もあり、王子按司三司官などへ出講する事もある也。国王の侍読は各別也。久米村の学官は本唐の通りに直読に教る也。夫を講官より国読に通する様にも教る也」とあり、久米村では、基本的に中国音を用いて中国古典の学習が行われていたが、首里に出講し、王子、按司、三司官や国王に経書を講ずる場合、訓読を用いていたというのであろう。したがって、久米村でも訓読は並行して行われており、初学の段階では訓読から始めたと推定される。

首里に琉球の最高学府である国学が設置されたのは、一七九八年、一八世紀の最末期である。そこでは、試験に際して、講談学生に対しては、『四書体註』『五経体註』『二十一史』から出題があり、官話詩文学生に対しては、『尊駕』『白姓』『人中画』『四書体註』から出題があったという¹⁰。講談学生は行政文書を学ぶ学生、官話詩文学生は中国語と中国詩文を学ぶ学生である。

『五経体註』は、『四書体註』と同じ形式の『五経』に対する詳しい注釈書で、科挙の受験参考書である。『易經大全會解』（楚南1）、『同』（楚南2）、『書經體註大全合纂』（楚南4）、『重訂詩經衍義合參集註』（楚南6）が『五経体註』に当たる¹¹。

国学の講談学生が学ばねばならなかった『二十一史』は、『史記』『漢書』から『元史』に至る二十一種の「正史」、政府編纂の王朝史であるが、これらはあまりに膨大な書物であり、全てを学ぶことは中国の士大夫にとっても困難なことであった。したがって、琉球人が学んだのは実際には、『綱鑑易知録』（楚南21）に代表される科挙受験用の簡便な参考書であった。『綱鑑易知録』九二巻は、清・呉乘権等によって編纂された三皇五帝の神話時代から、元朝までの歴史書である。これに朱國標等編『明鑑易知録』一五巻を加えて、清朝以前の全ての歴史書のダイジェスト版が完成するこ

とになるのである。「綱」は、南宋・朱熹『資治通鑑綱目』を意味し、「鑑」は北宋・司馬光『資治通鑑』を意味する。「綱鑑」と題される歴史ダイジェストの起源は、戦国時代の始まり（紀元前四〇三）から五代の終わり（九五九）までの歴史を編年体にまとめた北宋・司馬光『資治通鑑』二九四巻に始まる。その後、南宋の朱熹及び弟子たちによって、『資治通鑑』に基づき、朱熹の歴史観を反映させた更に簡便な『資治通鑑綱目』五九巻が編纂された。これ以降、非常に複雑な経過を経て、科挙受験参考書としての膨大な通鑑系俗書が生み出されていく¹²。『綱鑑易知録』はその最終形態の一つである。

国学の官話詩文学生が学ばねばならなかった『尊駕』『百姓』『人中画』は、いずれも中国語会話の教科書である。中国は方言差の大きい広大な領域を支配するため、明清時代に官僚の使用する言葉として標準的言語「官話」が形成された。琉球人たちは、官話を学習するため彼ら独自の官話教科書を作成した。それが琉球官話と呼ばれるテキスト群である。簡単な単語集である『官話』『官話三字口』、会話例文集である『学官話』『尊駕』『官話問答便語』、そして単語集と会話例文集を合わせた『広心官話』、対話文であるが物語形式となっている『百姓』、更に中国の白話小説を官話の文体に改変して琉球官話テキストとした『人中画』¹³、また、外交の場における想定問答集『條款官話』などがある。楚南家文書には、漢字一字ないしは二字以上の語句に対して、朱にて圈撥を加え、墨書小字で、同音（四声は必ずしも同一ではない）の漢字を加え、発音を標記した『官話』（楚南89）、種々の琉球官話からの抜き書きである『琉球官話抄』（楚南90）、入門的な官話問答を列挙する官話教科書である『官音簡要揀選六條』（楚南91、魏掌政所持本）が含まれている。このほか『人中画』の例に見られるように、実は明清の白話小説は、官話に比べると硬い文章ではあるが、中国会話を学ぶためのテキストでもあった。したがって、明・抱甕老人輯『今古奇觀』（楚南42）、『西漢演義』（楚南43）、清・曹霽撰、清・高鶚續『增評補像全圖金玉縁』（楚南44）は中国語学習のテキストでもあったのである。『今古奇觀』は、明代の短篇白話小説集、『西漢演義』は前漢を扱った明代の長篇白話歴史小説、『金玉縁』は清朝の長篇白話小説『紅樓夢』である。さらに、清・張錫捷撰『較正官音仕途必需雅俗便覽』（楚南20）、清・蔡爽撰『新刻官音彙解釋義音註』（楚南18）、清・蔡爽撰『新刻官話彙解便覽』（楚南19）は、いずれも閩語方言を話す福建人が共通語である官話を学習するための官話語彙集であるが、琉球人にとっても官話学習のテキストとなるものである。

楚南家文書には、暦学関係の書物が二組合まれている。一つは、清・薛長庚撰『廸吉全書』(楚南29)で、本書は、本来三冊あったもののうち、二冊が現存。一冊目は、初めに「筭盈差縮差法」「乘限法」「筭遲疾差度分法」「加減差法」「定朔弦望」の説明二葉があり、次に「大統曆法」解説(「先推中積」「次求通積」「三推冬至」「求節氣法」「求節氣日時刻數法)」「六十甲子鈴」「定時法」「定節氣時刻法」「定子時法」が四葉続き、「西洋曆法」の解説が三葉続く。次に十二時辰図二葉があり、以下は吉凶選日の説明が「夫婦交會宜旺相日」「夫婦交會宜避忌日」「筭男女歌訣」「筭得病生死法」「二十四節氣時刻表」「逐月祈禱吉日」と続く。その後に、雍正九年(一七三二)辛亥の「覚」^{おぼえ}が挿入され、これ以下は、福州府陰陽学事・薛長庚による『廸吉全書』(おそらくは刊本)という通書(曆書)の写しとなっている。第二冊「廸吉全書」は、六巻で、「歩氣朔卷之一」「歩氣朔次氣卷之二」「太陽冬至前後立成卷之三」「太陽夏至前後立成卷之四」「曆成卷之五」「曆成卷之六」という構成である。本書は、中国における明代の大統曆から、西洋曆学を取り入れた清朝の時憲書(時憲曆)への入れ替わりに対する琉球側の対応を示す資料である¹⁴。雍正九年(一七三二)「覚」によれば、古波蔵通事親雲上(楊春枝)が康熙六年(一六六七)に中国にわたり曆学を学習し持ち帰った秘伝書の写し「大通書巻冊」及び湖城親方(蔡肇功、一六五六―一七三七)が康熙一七年(一六七八)に同じく中国に渡り曆学を学習し持ち帰った秘伝書の写し「節氣時刻書巻冊」「推日出入法書巻冊」(前著に合冊)「推大小書巻冊」の計三冊が傷んだので、雍正九年(一七三二)新たに二部書写し、一部を天妃宮に納めたことが記されている。

いま一つは、『推朔望法』(楚南72)及び『求節氣』(楚南73)、『四行立成』(楚南74)、『太陽均度立成』(楚南75)、『太陽均度立成』(楚南76)、『黄赤道差加減時分立成』(楚南77)の六文書である。本書は形式を同じくする一連の文書群で、いずれも表紙に「久米村御物」と記し、巻末に咸豊九年(一八五九)の跋文を有する。久米村で特に重要な文書として保持されてきたものであり、いずれも曆学に関する文書で曆を作成するための計算手順について述べている。本文書が、楚南家文書に含まれる経緯は不明であるが、楚南家の一員には曆学に詳しい人物がいた可能性はある。琉球では、一六七四年以降、中国に人を派遣して曆法を学ばせ、中国曆を参考にして独自に曆書を作成、刊行していた¹⁵。出版された琉球版曆書としては清朝後期のものが残されており、久米島に保存された同治九年(一八七〇)刊の琉球曆「大清同治八年選日通書」では表紙にはっきりと「琉球國」と記されている。

また、国学では、官話詩文学生は詩作が義務付けられており、その際のテキストとして『唐詩合解』が用いられていたという¹⁶。楚南家文書の清・王堯衢編『古唐詩合解』一二卷(楚南40)は、琉球人にとつての漢詩作成の教科書である。このほか、楚南家文書には、唐詩の選集としての明・呉瑄、方一元編『唐詩紀』(楚南36)¹⁷や、唐詩の解説書としての明・唐汝詢編『唐詩解』(楚南37~39)が見えている。また、琉球人著作中の琉球・阮宣詔・鄭學楷・向克秀・東國興撰『琉球詩課』四卷(楚南83~85)は、道光二〇年(一八四〇)に北京の国子監に派遣された琉球官生四人の帖体詩(試帖詩)を集めた詩集である。官生とは、琉球王の命を受けて、明、清両王朝期に北京の国子監に留学した琉球人学生のことである。帖体詩(試帖詩)とは、中国の科挙試験で要求される五言八韻の排律という特殊な詩形である。国子監では琉球官生は教育係としての教習から詩文を学んだ。序文の作者である孫衣言(一八一五~一八九四)が彼らの国子監教習であり、彼らの詩集に評定(コメントと訂正)を行っている。琉球・阮宣詔・鄭學楷・向克秀・東國興撰『琉球詩録』四卷(楚南81・82)は、同じく琉球官生四人の古今体詩(古体詩、近体詩)を集めた詩集である。また、『琉球詩録』二卷本(楚南86)は、同治七年(一八六八)に北京の国子監に派遣された琉球官生二人(林世功・林世忠)の古今体詩(古体詩、近体詩)を集めた詩集である。序文の作者である孫衣言は、道光二〇年(一八四〇)の琉球官生四人(阮宣詔・鄭學楷・向克秀・東國興)の国子監教習で、彼らの詩集である四卷本『琉球詩録』『琉球詩課』にも序文を寄せている。『琉球詩録』二卷本に評定を行った人物は、林世功・林世忠の国子監での教習である徐幹である。林世功(一八四二~一八八〇)は、帰国後、琉球王府の教育職に任ぜられたが、明治政府による「琉球処分」の過程に危機を感じ、清国に渡り清朝政府に陳情活動を行ったが、明治二年(一八七九)に沖縄県が設置され、その後、日清両国において琉球分割条約が議論される中、明治一三年一月に北京で抗議の自殺を行った。

このほか、楚南家の誰のものかは不明であるが、著者不明の習作詩稿として『詩稿』(楚南78)がある。本書は巻頭に近体詩の平仄規則、正俗字、用字法、字弁、作詩法を記す。さらに、漢詩習作集として、琉球人、中国人の多数の詩を集めた『詩抄』(楚南87)がある。作者には、魏国香、梁学孔、蔡世昌、梁必達、程順則、林奕海、鄭啓庸、蔡温、魏学源、王宏遠、王得才、首里官生枚良敷、義村按司、王丕杰、鄭孝徳、首里官生高良、魏学道、蔡良佑、鄭嘉訓、梁光地、首里官生名嘉地親雲上、鄭良弼、兼益、汝翼、慶哲、掌治、趙文楷、李鼎元、王文治、毛有増、林奕漢、王兆杜、

蔡佐、魏掌政、宜野湾親方、徐葆光、費錫章、齊鯤、胡靖、汪楫、毛嘉楮、紅泰熙、阮宣佑、鄭元偉、雍錫年らがいる。『尺牘集』(楚南88)は、琉球人の尺牘文を収集したもので、差出人は毛國棟、陳善繼、魏掌政、金品高、梁世範、蔡騰輝、謝維垣、阮宣詔、鄭秉衡、鄭澄瀾、鄭懋昌、林世功、林世忠らの名前が見える。咸豊元年(一八五二)から一年(一八六一)までの年号、干支が見られる。朱文で「謝鼎先生改正」とあるので、福州の謝鼎先生に校閲を依頼し、尺牘の例文集として編纂したものであろう。琉球人の尺牘の具体的な例として貴重である。

魏掌政は、咸豊五年(一八五五)に漢文組立寄役・文之類作為之中師匠となり、三年勤めて、咸豊七年(一八五七)に漢文組立役・文之類作為之師匠に転じている。漢文組立役とは、漢文行政文書の作成、管理をする役職であるが、この時期に多くの漢文行政文書を作成したと推定される。また、同治三〇四年(一八六四〇六五)に存留通事として渡唐したが、この公務のためにも多くの資料を参考として収集したと考えられる。これに対応する大量の漢文行政文書が楚南家文書には含まれており、すでにその一部について、池谷望子、内田晶子、得能壽美、本村育恵により翻刻、訳注が出版されている。『清末漢文組立役家伝書』(楚南63)、『楚南家文書「呈稟文集」』(楚南66、楚南68)、『楚南家文書「呈稟文集」続編／全訳注』(楚南67、楚南54)である¹⁸。上記研究に基づいて、楚南家文書中の漢文行政文書について紹介する。上記研究で考察された資料「呈稟文集」は七冊ある。その第一冊には、「呈」「稟」の外形的特徴について、次のような区別がなされている。「呈 名称は「呈子」。公事に用いる。用紙は長文紙を使用。封筒の表に「呈」と記さない。」「稟 名称は「稟帖」。私事に用いる。用紙は白全摺子、または白手本を使用。封筒の表に「稟」と記す。」。さらに、清朝前期に属する文書を収める第一冊、第二冊に「呈」が多く、清朝後期に属する文書を収めるそれ以外の冊に「稟」が多いという特徴が、清朝国内において「稟」が常用の公用文として使用されるようになるのが乾隆初年以降であるのに対応するとする。また、前述の定義に「呈」「稟」の区別を公事と私事の差とするが、実際の案件内容には差がなく、「呈」は型通りの公務のときに、「稟」はそれ以外の事態の対応に用いられ、同一の案件に対しては、前例通りの請願であれば「呈」、臨機の請願であれば「稟」が用いられたとする。特に第一冊、第二冊には、おそらく康熙年間と思われる実際の文書から固有名詞、年月日を省略し文案化したものが相当数含まれており、そこには新たな事態に対応するための案文集としての性格がよく表れている。また、本資料は、清朝側の資料も少なく、『歴代宝案』の記事も

乏しい康熙年間の中国琉球関係の実態を伝える貴重な資料でもある。

筆者は、平成五年（一九九三）一〇月に法政大学沖縄文化研究所から楚南家文書の調査を許可され、現在、うるま市図書館長の榮野川敦（当時、琉球大学附属図書館職員）とともに調査に当たり、目録を作成し、『琉球列島宗教関係資料漢籍目録』（榕樹社、一九九四年）に収録公刊した。当時の調査は極めて限定されたもので、永く非公開であった楚南家文書について、目録を作成するという目的で、漢籍に限定して調査の許可が得られたものであった。当時の楚南家文書は、未修復の段階で、破損甚だしく、虫害も著しく、ページをめくることが困難な資料も多く、書名を確認するだけで目的であった。今回、この目録作成のために楚南家文書を詳しく調査する機会に恵まれたが、当時とは異なり、修復も完了して、ほとんどの資料が問題なく閲覧できる状態になっていたことは大変喜ばしいことであった。最初の調査当時は琉球漢籍についての知見も十分ではなく、目録化にあたっての誤りも多かったため、今回改めて訂正を加えることができたことは幸いであった。目録作成にご協力をいただいた沖縄文化研究所の関係者の方々には感謝をささげたい。また、もう故人となられたが、最初の調査に当たって資料の閲覧許可にご尽力を賜った法政大学沖縄文化研究所の比嘉実先生にも感謝をささげたい。

- 1 『琉球一件帳』（一八二〇年前後）によれば、首里の上級士は、二七三家、下級士は一二二四家、那覇・久米村の下級士は一一八一家、泊村の下級士は二二八家。一九〇三年で、久米村の下級士は五九二家（沖縄県統計書）であった。梅木哲人「近世琉球士族社会の構成」（『沖縄文化研究』一八、一九九二年）参照。
- 2 『那覇市史 資料編 第一巻六 家譜資料二（上）』（那覇市企画部市史編集室、一九八〇年）。
- 3 注2及び『清末漢文組立役家伝書』（法政大学沖縄文化研究所、沖縄研究資料二八、二〇一一年三月）、『楚南家文書「呈稟文集」』（法政大学沖縄文化研究所、沖縄研究資料三〇、二〇一五年二月）、『楚南家文書「呈稟文集」統編／全訳注』（法政大学沖縄文化研究所、沖縄研究資料三一、二〇一八年三月）参照。
- 4 『大島筆記』三、雑話上。島村幸一編『琉球船漂着者の「聞書」世界―『大島筆記』翻刻と研究―』（勉誠出版、二〇二〇年）による。なお、原文は漢字片仮名書き。

- 5 『大島筆記』一、琉人漂着次第。
- 6 「備旨」については、真境名安興『沖繩教育史要』（『真境名安興全集』第二卷、那覇、琉球新報社、一九九三年）第三篇第三章の注に「四書備旨四冊のことであることが平等学校公事帳で分った」とある。
- 7 京都大学人文科学研究所附属東アジア人情報学研究所センター「全国漢籍データベース」による。
- 8 『四庫全書総目』卷一七五・集部・別集類存目二「退庵遺藁七卷」。
- 9 注3参照。
- 10 真境名安興『沖繩教育史要』第三編近世期第三章第一節国学に「講談学生は（一）四書体註（凡一枚半）五經の中詩経行義・書経体註・易経会解・礼記陳浩註・春秋胡伝等（凡一枚半）及び二十一史の中（凡一枚）から訓点を為さしむるものと（二）論文・呈文・咨文・録文の中から師匠の選定に依って文章を起稿（三枚位）せしむるものである。又官話詩文学生は（一）官音（四声句読）を以て尊駕白姓（書名）及び人中話（書名）の中から朗読（一枚位）せしむるものと（二）四書体註（凡一枚半）の中から訓点を施さしむるもの及び（三）詩作とがある。」また、「国学の教科書は初めは主として四書・五經・唐詩合解などを用ゐてゐたが、後年になって更に支那の呈文・咨文・録文・論文等の諸科が加へられたやうである。」という。注6参照。
- 11 国立国会図書館に所蔵されている『五經體註大全』では、清・來爾繩撰『易經大全會解』四卷、清・錢希祥撰『書經體註大全合參』六卷、清・陳世楷撰『詩經融註大全體要』八卷、清・范翔撰『漱芳軒合纂禮記體註』四卷、晋・杜預註、宋・林堯叟註、唐・陸德明音義、明・鍾惺等評點『春秋左氏傳』五〇卷がワンセットである。
- 12 中砂明德『中国近世の福建人 士大夫と出版人』（名古屋大学出版会、二〇一二年）参照。
- 13 木津祐子『京都大学文学研究科蔵 琉球写本『人中畫』四卷付『百姓』』（臨川書店、二〇一三年）参照。
- 14 中鉢良護『王府の暦をめぐる諸問題』（『沖繩文化』七七、一九九三年）参照。
- 15 『球陽』尚貞王六年「印造曆書通行国中」。高津孝『博物学と書物の東アジア―薩摩・琉球と海域交流―』（榕樹書林、二〇一〇年）第二部第一章「琉球の出版文化」参照。
- 16 注10参照。
- 17 楚南家文書36の『唐詩紀』は、清朝の著名な蔵書家である法式善（一七五二―一八一三）の旧蔵本で、「詩龕／書畫印」「存素／堂／珍藏」「灑式／善鑒／藏印」の印が押されている。
- 18 注3参照。